



長野県報

6月20日(月)
平成23年
(2011年)
第2277号

目次

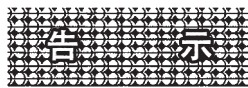
告示

| | |
|---|---|
| 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) | 2 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更の届出(地域福祉課) | 2 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) | 2 |
| 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) | 3 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) | 3 |
| 政治資金規正法に基づく平成21年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会) | 5 |

公告

| | |
|---|----|
| 一般競争入札(消防課) | 5 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) | 6 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) | 6 |
| 平成24年度長野県須坂看護専門学校学生の募集(医療推進課) | 7 |
| 平成24年度長野県木曾看護専門学校学生の募集(医療推進課) | 8 |
| 技術専門校の平成23年度の短期課程訓練生の募集(人材育成課) | 9 |
| 一般競争入札(特別支援教育課) | 10 |

| | |
|-----------------|----|
| 正誤(道路管理課) | 11 |
|-----------------|----|



長野県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|--------------------|-----------|
| 高森眼科 | 下伊那郡高森町吉田2293番地 | 平成23年5月1日 |
| みこしば皮膚科医院 | 松本市中央1-17-22 | 平成23年5月6日 |
| 医療法人杉山外科医院 | 松本市島立183番地3 | 平成23年5月1日 |
| コスコ薬局 桐店 | 松本市桐3丁目2番42号 | 平成23年6月1日 |
| いずみ眼科 | 上田市天神3-5-1 アリオ上田2階 | 平成23年5月2日 |
| 下形整形外科クリニック | 上田市芳田1904番地1 | 平成23年6月1日 |
| 矢高眼科医院 | 飯田市馬場町2-367 | 平成23年5月8日 |
| おさか循環器クリニック | 伊那市荒井3406 | 平成23年6月1日 |
| このうハートクリニック | 茅野市ちの628-1 | 平成23年5月1日 |

地域福祉課

長野県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 変 更 事 項 | | 変 更 年 月 日 |
|----------------|------------------|----------------|------------------|------------|
| | | 新 | 旧 | |
| ザ・ビッグ松本村井店調剤薬局 | 松本市村井町南2丁目21番60号 | ザ・ビッグ松本村井店調剤薬局 | マックスバリュ松本村井店調剤薬局 | 平成23年5月14日 |
| 大和整形外科医院 | 諏訪市高島1-14-1 | 大和整形外科医院 | 岩波医院 | 平成23年5月1日 |

地域福祉課

長野県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部 守一

診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------------|-------------------|------------|
| 北志賀高原診療所 | 下高井郡山ノ内町夜間瀬8006 | 平成23年4月30日 |
| みこしば皮膚科医院 | 松本市中央1-4-15 | 平成23年5月5日 |
| 杉山外科医院 | 松本市島立183 | 平成23年4月30日 |
| 長谷川ペインクリニック | 松本市深志1-5-8 深志ビル5階 | 平成23年5月31日 |
| 下形整形外科クリニック | 上田市芳田1904番地1 | 平成23年5月31日 |
| 矢高眼科医院 | 飯田市馬場町2-367 | 平成23年5月7日 |
| 小坂産婦人科医院 | 伊那市荒井3406 | 平成23年5月9日 |
| こうのハートクリニック | 茅野市ちの628-1 | 平成23年4月30日 |

地域福祉課

長野県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年6月20日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者

| 氏 名 | 住 所 | 指定年月日 |
|-------|---------------|-----------|
| 守屋 真美 | 諏訪市城南2-2458-5 | 平成23年6月1日 |
| 宮本 二郎 | 佐久市下越1-18 | 平成23年5月1日 |

2 施術所

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|----------------------|-----------|
| 湖岸通り整骨院 | 諏訪市湖岸通り1-10-8 三和ビル1階 | 平成23年6月1日 |
| びわの木治療院 | 佐久市臼田649 | 平成23年5月1日 |

地域福祉課

長野県告示第456号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月20日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市南信濃南和田77の1、77の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第457号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡松川町生田1241の1、1242の1、1251の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
生田1242の1、1251の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第458号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合2447の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第459号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合789
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第460号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡405の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

選告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成21年分の政治団体の収支に関する報告書について、増沢宏昭後援会から次のとおり訂正の報告がありました。

平成23年6月20日

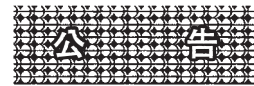
長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別冊の増沢宏昭後援会中

| | |
|-----------|-------------|
| 「 収入総額 | 1,798,793円」 |
| を | |
| 「 収入総額 | 1,798,805円」 |
| に、 | |
| 「 本年收入額 | 1,798,793円」 |
| を | |
| 「 本年收入額 | 1,798,805円」 |
| に、 | |
| 「 繰越額 | 101,189円」 |
| を | |
| 「 繰越額 | 101,201円」 |
| に、 | |
| 「 小 計 | 1,798,793円 |
| 合 計 | 1,798,793円」 |
| を | |
| 「 小 計 | 1,798,793円 |
| その他の収入 | |
| 10万円未満の収入 | 12円 |
| 小 計 | 12円 |
| 合 計 | 1,798,805円」 |

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月20日

長野県知事 阿 部 守 一

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
平成23年度長野県防災行政無線設備保守点検業務
 - 役務の特質
仕様書のとおり
 - 履行期間
契約締結の日から平成24年1月20日まで
 - 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁ほか
 - 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録点検事業者であること。
 - 過去2年間に国又は地方公共団体から受注した種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - 県内に本店又は営業所等を有する者であること。
 - 第一級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有する技術者を配置できる者であること。
- 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理部消防課
電話 026 (235) 7183
- 入札手続等
 - 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨